

証券コード 5136
2026年1月9日
(電子提供措置の開始日 2026年1月6日)

株主各位

東京都新宿区西新宿4-15-3

tripla株式会社

代表取締役CEO 高橋和久

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://tripla.io/ir/meeting/>)

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」(3ページに記載)に従って、書面(郵送)又はインターネットにより2026年1月27日(火曜日)午後7時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 4階「芙蓉」
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第11期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎インターネットにより議決権行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによるもの有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照の上、可能な限り、インターネット又はご郵送によって、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



インターネット

■議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■スマート行使（QRコード※の読み取り）による方法

同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にて読み取り、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

なお、スマート行使による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、左記に記載の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



行使期限 2026年1月27日（火曜日）午後7時までに入力

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～21:00（年末年始を除く）



ご郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2026年1月27日（火曜日）午後7時までに到着



株主総会へのご出席

当日ご出席される場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年1月28日（水曜日）午後1時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名減員して、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	タカハシ カズヒサ 高橋和久 (1976年9月26日生)	<p>2001年4月 株式会社T KK入社 2004年5月 フィリップモリスジャパン株式会社（現 フィリップモリスジャパン合同会社）入社 2006年5月 A. T. Kearney株式会社入社 2006年11月 フィリップモリスジャパン株式会社（現 フィリップモリスジャパン合同会社）入社 2011年7月 アマゾンジャパン株式会社（現 アマゾンジャパン合同会社）入社 2015年5月 日本コカ・コーラ株式会社入社 2015年9月 株式会社umami（現 tripla株式会社）取締役 就任 2016年6月 当社代表取締役 就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 翠普拉台灣股份有限公司 董事長 旭海國際科技股份有限公司 董事 PT. tripla BookandLink Indonesia Commissioner tripla Hong Kong Limited Director tripla USA, Inc. Director tripla Philippines Technologies Inc. Director tripla Thai Holdings Co., Ltd. Director</p>	786,000株
2	トリウ カク 鳥生 格 (1974年2月27日生)	<p>1998年4月 日本オラクル株式会社入社 2005年3月 日本コカ・コーラ株式会社入社 2013年3月 アマゾンジャパン株式会社（現 アマゾンジャパン合同会社）入社 2015年4月 株式会社umami（現 tripla株式会社）設立 当社代表取締役 就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 旭海國際科技股份有限公司 董事</p>	1,135,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	ヤマモト マサテル 山 本 雅 輝 (1970年8月13日生)	1994年4月 農林中央金庫入社 1999年7月 農中証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社 2004年7月 アルストラキャピタル証券会社 入社 2005年2月 カリヨン証券会社（現 クレディ・アグリコル証券会社）入社 2006年5月 A B Nアムロ証券会社（現 R B S証券会社）入社 2008年4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2009年10月 三菱商事アセットマネジメント株式会社入社 2013年8月 オフィス雅株式会社代表取締役 就任（現任） 2019年1月 当社社外監査役 就任 2021年11月 当社社外取締役 就任（現任）		—
4	イチハシ ケイコ 市 橋 景 子 (1991年10月5日生) 戸籍上の氏名：大王 景子	2016年8月 パクテラ・テクノロジー・ジャパン株式会社入社 2016年9月 司法試験合格 2017年9月 パクテラ・テクノロジー・ジャパン株式会社退職 2017年11月 71期司法研修所入所 2018年12月 東京弁護士会登録（71期） 2019年1月 弁護士法人内田・鮫島法律事務所入所（現任） 2022年8月 METATEAM株式会社社外監査役 就任 2023年3月 株式会社kips社外取締役 就任（現任） 2024年8月 株式会社インプル社外取締役 就任 2025年2月 当社社外取締役 就任（現任） 2025年4月 株式会社インプル社外監査役 就任（現任）		—

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 2. 山本雅輝氏及び市橋景子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、山本雅輝氏及び市橋景子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 4. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について
 山本雅輝氏は、金融機関におけるDirector等の経験を有し、デリバティブ等の各種金融商品の販売経験、機関投資家との折衝等の金融業に関する多岐にわたる業務に精通しております。その専門知識と経験に基づく助言・提言を通じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただいていることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年2か月となります。
 市橋景子氏は、弁護士としての豊富な経験及び専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しております、様々な助言・課題提起を通じて、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献いただいていることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11か月となります。
 5. 当社は、山本雅輝氏及び市橋景子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で、取締役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任候補者1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ヤマゾエ チカミ 山添 千加美 (1980年10月28日生)	<p>2007年12月 あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所</p> <p>2019年3月 個人事業主として複数社への業務提供</p> <p>2021年3月 当社社外監査役 就任（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社シンカ社外監査役 就任（現任）</p> <p>2025年12月 株式会社フィックスターズ社外監査役 就任（現任）</p>	一
2	アソ トモアツ 阿曾 友淳 (1969年1月22日生)	<p>1991年4月 明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社</p> <p>2000年10月 太田昭和センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2004年4月 公認会計士登録</p> <p>2016年5月 株式会社グラフィコ管理部長 就任</p> <p>2016年6月 阿曾公認会計士事務所設立 所長就任（現任）</p> <p>2016年9月 株式会社Amazia社外監査役 就任（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社城南進学研究社取締役（監査等委員） 就任（現任）</p> <p>2018年1月 当社社外監査役 就任（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社ユビキタスAIコーポレーション（現 株式会社ユビキタスAI）監査役 就任（現任）</p> <p>2020年7月 ESネクスト監査法人（現 ESネクスト有限責任監査法人）エグゼクティブアドバイザー 就任</p> <p>2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー 就任（現任）</p>	7,000株
3	※ ハナワ ススム 塙 晋 (1980年4月27日生)	<p>2002年10月 司法試験合格</p> <p>2003年4月 57期司法研修所入所</p> <p>2004年12月 第二東京弁護士会登録（57期）</p> <p>2004年12月 森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）入所（現任）</p>	一

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 紙印は、新任の監査役候補者であります。
3. 山添千加美氏、阿曾友淳氏、塙晋氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、山添千加美氏及び阿曾友淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について
山添千加美氏は、公認会計士の資格を有しております、監査法人での経験に加え、個人として上場前後の企業における内部統制構築支援等の実務経験を有しております。これらの知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、引き続き社外監査役として選任することをお願いするものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年10か月となります。
- 阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しております、監査法人のパートナーであります。また、過去には複数のIPOに関わった経験を有しております。これらの知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、引き続き社外監査役として選任することをお願いするものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- 塙晋氏は、弁護士としての豊富な経験及び専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しております、法務・コンプライアンス等の観点から監査体制の強化に貢献いただけるものと判断しております。同氏は社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、新たに社外監査役として選任することをお願いするものであります。
6. 当社は、山添千加美氏及び阿曾友淳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、塙晋氏が選任された場合には、同氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、監査役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

以上

事 業 報 告

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安を背景としたインバウンド需要の拡大や賃上げなどの動きによる雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調となりました。一方、アメリカ・中国経済の先行き不安や不安定な国際情勢、日銀による金融政策の正常化に向けた動き、資源・エネルギーの価格変動を含めた物価上昇等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループのホスピタリティソリューション事業と関連性がある宿泊業界においては、数年間に及び新型コロナウイルス感染症による事業環境の悪化に苦しんで参りましたが、訪日観光客を中心に観光需要の回復は鮮明となっており、レジャー目的を中心とした宿泊施設の需要回復は、今後も期待できるものと考えております。また、円安の影響により訪日外国人旅行者の需要は高水準で推移しており、一部地域では宿泊価格の上昇傾向が続くなど、インバウンド需要が業界全体を牽引する状況となっております。観光庁が公表している宿泊旅行統計調査によりますと、当連結会計年度における延べ宿泊者数（訪日外国人旅行者を含む）は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年の同月と比較し120.4%となり、その内訳として、日本人の宿泊者数は108.1%、訪日外国人の宿泊者数は167.9%となっております。一方で、宿泊価格の高騰によって国内の日本人旅行需要に慎重な動きが見られるなど、価格上昇が国内需要の抑制要因となる場面も見受けられます。加えて、宿泊施設の人手不足や運営コストの上昇が顕在化しており、業界における省力化・効率化の重要性が一段と高まっております。

このような事業環境の中、当社グループホスピタリティソリューション事業においては、顧客価値向上のため、前連結会計年度に引き続き、主要サービスである「tripla Book」及び「tripla Bot」、宿泊業界特化型のCRM・MAツールである「tripla Connect」等の機能改善を行うとともに、広告運用代行サービス「tripla Boost」、主要な国際的旅行予約サイトに加えて東アジア・東南アジアのローカル旅行予約サイトからの集客も実現する「tripla Link」、宿泊中の必要情報を集約した旅ナカ専用サービス「tripla Guide」を提供して参りました。加えて、2024年12月にtripla Hong Kong Limited、2025年2月にtripla USA, Inc.、2025年4月にはtripla Philippines Technologies Inc.を設立するなど、グループの成長戦略の柱である海外展開を進めて参りました。

このような取り組みの結果、tripla Bookの施設数は、当連結会計年度において、前連結

会計年度末より887施設増の3,840施設、*tripla Bot*の施設数は、当連結会計年度において、前連結会計年度末より313施設増の2,136施設となりました。また、取扱高・GMV (Gross Merchandise Value) も、当連結会計年度において、前連結会計年度比38.9%増の174,426百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は2,573,543千円（前年同期比37.8%増）となりました。利益面については、営業利益は519,841千円（前年同期比93.6%増）、経常利益は583,993千円（前年同期比138.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は501,815千円（前年同期比139.7%増）となりました。

なお、当社グループはホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において重要な設備投資、除却、売却等はありません。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下のとおりです。

① サービス・プロダクトの強化

当社グループは、中長期的な事業成長を実現する上で、国内外におけるサービス・プロダクトの競争力強化が最重要課題であると認識しております。2025年10月期には、「*tripla Book*」の契約施設数が順調に拡大した一方、2024年10月期にリリースした「*tripla Analytics*」「*tripla Link*」「*tripla Page*」などの新プロダクトのうち、とりわけ「*tripla Link*」については、より一層の市場浸透とスケールを図ることが必要であると考えております。当社グループは、これらプロダクトの利用促進と機能拡充を継続的に進めることで、顧客価値の向上および収益基盤の強化に取り組んで参ります。

海外事業においては、2024年10月期に買収した BookandLink社、Surehigh社、Endurance社（現 *tripla Singapore*社）のPMIを進めてまいりましたが、海外市場におけるプロダクト統合、開発体制の最適化、収益性改善は依然として重要な課題であります。当社グループは、プロダクトの統一・置き換えや開発基盤の共通化に加え、販売体制の強化を進めることで、海外事業の成長と当社連結業績への貢献最大化を図って参ります。

また、国内外における決済環境の変化や不正取引の高度化など、外部環境への対応も重要な課題として認識しております。2025年10月期には、フィリピンおよびタイの決済サービスとの連携強化や不正トラベル対策の高度化を実施いたしましたが、今後も安全性の確保と利便性向上を両立させるため、継続的な対策強化が必要であると考えております。

これらの課題に対し、当社グループは必要な開発投資を継続するとともに、各市場の特性に応じたプロダクト展開と国内外プロダクトの相互連携を推進することで、事業基盤の一層の強化と中長期的な成長を実現して参ります。

② 子会社のセキュリティの強化

2025年12月において、当社の連結子会社であるPT. tripla BookandLink Indonesia（インドネシア法人）のサーバーへの不正アクセスの形跡が確認されました。即時グループ全体の調査を行い、問題はインドネシア法人のみであることを確認いたしました。

当社は、本件を重要な経営課題と捉え、親会社であるtripla株式会社すでに運用されている、より厳格なセキュリティ基準を当該インドネシア子会社にも即時適用し、以下のとおり技術的・組織的な再発防止策を実施・強化して参ります。また、当社グループのグループ標準として全子会社に導入いたします。

(1) 不正アクセスの遮断と監視強化：

原因となった脆弱性への対処（セキュリティ・ハードニング）及び不正利用されたアカウントの無効化を完了いたしました。また、当社グループ標準の監視体制に合わせ、IDS/IPS（不正侵入検知・防御システム）を導入し、異常な通信やアクセス試行を早期に検知・遮断する体制を構築いたします。

(2) 認証システムの抜本的強化：

なりすましログインを防止するため、親会社同様に多要素認証（MFA）の適用範囲拡大およびパスワードポリシーの厳格化を進めております。また、全ユーザーに対して認証情報の変更とMFA設定を強く推奨・依頼しております。

(3) 継続的なセキュリティ評価：

グループ全体のセキュリティガバナンス方針に基づき、外部専門家による定期的なペネトレーションテスト（侵入テスト）を義務化し、客観的な視点での脆弱性診断と継続的なシステム改修を実施して参ります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループが安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化、日本及び海外での法令準拠及びコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。2025年10月期においては

子会社や海外拠点が増加したため、更なるグループ全体の内部管理体制の強化を行って参ります。今後も事業規模の拡大に合わせ、組織全体の一層の体制強化を図り、企業価値の最大化に努めて参ります。

④ 顧客基盤の拡大

当社グループは、事業成長のためには、契約施設数の増加が必要であると認識しております。顧客基盤の拡大を行うためには、プロダクトの強化を行うとともに、営業等の人材の確保と在籍する人材の継続的な強化に努めて参ります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

2025年10月期においては、当社グループの営業収益の大部分は、tripla Book、tripla Bot、tripla Connectによって構成されております。今後は、tripla Linkを始めとした他サービスについても収益貢献を加速させて参りたいと思っております。

当社においては、プロダクト開発やユーザーの獲得に関する投資を先行して行い、事業拡大を図ったことから、2021年10月期までは営業損失を計上しておりましたが、事業の拡大に伴い、契約施設数が順調に積み上がり、ユーザーの利用を促進することで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用を含む営業費用の営業収益に占める割合が低下したことから、2022年10月期以降は継続して黒字となっております。2026年10月期から2028年10月期の計画数値について、2025年10月決算発表とともに公表させていただきましたが、連結業績の営業収益、営業利益の継続的な成長を計画しております。今後も利益及びキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

⑥ 財務上の課題

当社は2022年10月期以降継続して黒字化し成長を続けており、今後もその方針であります。ただ、世界情勢の著しい変化、大災害、未知のウィルスの発生等により、急激に旅行需要が縮小する場合には、今後、計画している十分な営業収益が獲得できず、営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローは赤字となる可能性があります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めて参ります。手元流動性確保のため、金融機関との良好な取引関係の継続や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤のさらなる強化を図って参ります。

5. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第8期 2022年10月期	第9期 2023年10月期	第10期 2024年10月期	第11期 (当連結会計年度) 2025年10月期
営業収益(千円)		—	—	1,867,358	2,573,543
経常利益(千円)		—	—	244,591	583,993
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)		—	—	209,389	501,815
1株当たり当期純利益(円)		—	—	36.21	85.34
総資産(千円)		—	—	10,995,128	19,729,819
純資産(千円)		—	—	1,108,966	1,689,750

- (注) 1. 当社は第10期より連結計算書類を作成しているため、第9期以前の各数値については記載しておりません。
 2. 第11期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第10期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第8期 2022年10月期	第9期 2023年10月期	第10期 2024年10月期	第11期 (当事業年度) 2025年10月期
営業収益(千円)		817,791	1,176,209	1,639,787	2,150,330
経常利益(千円)		75,198	166,692	284,453	555,908
当期純利益(千円)		74,917	165,987	264,228	473,024
1株当たり当期純利益(円)		16.22	30.73	45.69	80.45
総資産(千円)		1,880,783	5,805,200	11,210,007	19,733,060
純資産(千円)		224,754	1,035,665	1,606,628	2,114,007

6. 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社グループの事業内容は以下のとおりであります。

1. 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析
2. インターネットサービス事業
3. システムの企画・開発・販売
4. 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
5. 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業
6. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業
7. 損害保険代理業
8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

7. 主要な営業所（2025年10月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
札幌事業所	北海道札幌市中央区
台湾事業所	台北市中山區
韓国事業所	ソウル特別市鍾路区

② 子会社

名 称	所 在 地
PT. tripla BookandLink Indonesia	インドネシア共和国
翠普拉台灣股份有限公司 (英文名称 : tripla Taiwan Co., Ltd.)	台湾台北市
旭海國際科技股份有限公司 (英文名称 : Surehigh International Technology Inc.)	台湾台北市
品辰旅行社有限公司 (英文名称 : JASON FAMILY TRAVEL SERVICE CO., LTD.)	台湾台北市
tripla Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国
tripla Hong Kong Limited	香港
tripla USA, Inc.	米国
tripla Philippines Technologies Inc.	フィリピン共和国

8. 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比 増減
190名	32名増

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
105名	13名増	35.7歳	4.18年

- （注）1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。また、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー）は含めておりません。臨時雇用者数の当事業年度における平均人員数は4名であります。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は出向者を含まず計算しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）重要な親会社の状況

当連結会計年度末時点において親会社はございません。

（2）重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (千円)	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
PT. tripla BookandLink Indonesia	92,920	100% (98%)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
翠普拉台灣股份有限公司 (英文名称: tripla Taiwan Co., Ltd.)	505,924	100% (-)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
旭海國際科技股份有限公司 (英 文 名 称 : Surehigh International Technology Inc.)	528,137	91% (91%)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
品辰旅行社有限公司 (英 文 名 称 : JASON FAMILY TRAVEL SERVICE CO., LTD.)	37,920	100% (100%)	旅行業
tripla Singapore Pte. Ltd.	58,029	100% (-)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営

tripla Hong Kong Limited	9,635	100% (-)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
tripla USA, Inc.	10,110	100% (-)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
tripla Philippines Technologies Inc.	28,248	99% (-)	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営

(注)「出資比率」欄の()内は内数で間接所有割合であります。

10. 主要な借入先の状況

借入先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	439,530
株式会社みずほ銀行	385,496
株式会社日本政策金融公庫	118,880
株式会社三菱UFJ銀行	72,630

11. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 18,480,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 5,912,462株 |
| 3. 株 主 数 | 3,981名 |
| 4. 大株主の状況（上位10名） | |
| 普通株式 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
鳥生 格	1,135,000株	19.20%
高橋 和久	786,000株	13.29%
INTERACTIVE BROKERS LLC	318,300株	5.38%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	200,199株	3.39%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	171,600株	2.90%
山田 裕一	153,700株	2.60%
楽天証券株式会社共有口	137,000株	2.32%
SCBHK AC SINGAPORE CLIENT	133,022株	2.25%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	120,700株	2.04%
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	115,500株	1.95%

（注）持株比率は発行済株式の総数から自己株式（81株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が50,760株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ10,550千円、増加しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	第1回 (260円)	2018年3月2日 ～2028年1月30日	220個	普通株式 44,000株	2名
監査役	第5回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	5個	普通株式 1,000株	1名
	第6回 (625円)	2023年9月18日 ～2031年8月27日	10個	普通株式 2,000株	1名
		計	235個	普通株式 47,000株	4名

(注) 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議により、2022年7月26日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「行使価額」、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	高橋 和久	CEO 翠普拉台灣股份有限公司 董事長 旭海國際科技股份有限公司 董事 PT. tripla BookandLink Indonesia Commissioner tripla Hong Kong Limited Director tripla USA, Inc. Director tripla Philippines Technologies Inc. Director tripla Thai Holdings Co., Ltd. Director
代 表 取 締 役	鳥生 格	CPO 旭海國際科技股份有限公司 董事
取 締 役	岡 義人	CFO Finance and Administration Department VP 旭海國際科技股份有限公司 董事
取 締 役	山本 雅輝	オフィス雅株式会社 代表取締役

取 締 役	市橋 景子	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士 株式会社kips 社外取締役 株式会社インプル 社外監査役
常 監 査 役	山添 千加美	株式会社シンカ 社外監査役
監 査 役	阿曾 友淳	ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社城南進学研究社 取締役（監査等委員） 株式会社Amazia 社外監査役 株式会社ユビキタスAI 監査役
監 査 役	田端 聰朗	プラッサ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役山本雅輝氏、取締役市橋景子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役山添千加美氏、監査役阿曾友淳氏、監査役田端聰朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役山添千加美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役田端聰朗氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役山本雅輝氏、取締役市橋景子氏、常勤監査役山添千加美氏、監査役阿曾友淳氏、監査役田端聰朗氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった業務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、当事業年度実績に伴う業績連動報酬は、翌期の業績連動報酬に反映します。ただし、業務執行から独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績評価による変動の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映し、各事業年度の営業利益、目標達成度合いに基づき算出します。目標となる業績指標とその値は、予算計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて社外役員及び取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

4. 業績評価による変動額の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準を踏まえ、社外役員との協議を経て、取締役会において検討を行います。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外役員に諮問を受けた上で、上記方針に基づき、取締役会にて決議しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	80,091 (6,750)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,740 (13,740)
合計 (うち社外役員)	8 (5)	93,831 (20,490)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年1月29日の定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は4名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第1回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2018年1月30日及び2020年8月28日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は、2018年1月30日時点で3名、2020年8月28日時点で3名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月30日の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。また、上記報酬等の枠とは別枠として、2018年1月30日、2019年1月29日、2020年8月28日及び2021年8月27日開催の株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、2018年1月30日時点で1名、2019年1月29日時点で1名、2020年8月28日時点で3名、2021年8月27日時点で4名です。

4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬の決議を経ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

5. 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山本 雅輝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席いたしました。金融業に関する多岐にわたる業務に精通しており、当該実務に即した専門知識と経験を活かし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
取締役	市橋 景子	取締役就任後に開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	山添 千加美	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	阿曾 友淳	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	田端 聰朗	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

V 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,505
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,505

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務執行状況について相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会計監査人の報酬の額について同意しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査証明業務に基づく報酬の額については、上記のほか、当社において、前期に係る報酬の精算として当期に支払った額が3,675千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- 1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- 2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- 3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- 4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するなどを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- 2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - 1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - 2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - 3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるような体制を構築する。
 - 4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・取締役CEO・人事担当・弁護士）に直接相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - 1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - 2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - 1) 子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告等を受け、また重要な情報を共有し、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告体制を確立する。
 - 2) 当社が開催するリスク・コンプライアンス委員会を、経営に重大な影響を及ぼす恐れるあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営する。
 - 3) 内部監査担当者は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として業務の適正性に係る内部監査を実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- 1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会、もしくは監査役会はその必要があると判断すれば、協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - 2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- 1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - 2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- 1) 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - 2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

② コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに関するリスク、対応の協議は「リスク・コンプライアンス委員会」の会議体での協議を行い、役員及び従業員への教育については社内研修等を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③ リスク管理に関する取り組み

リスク管理規程等の規程に基づきリスクを選定するとともに、選定されたリスクに対し、「リスク・コンプライアンス委員会」での協議を行い、影響を与えるリスクの選定と必要な対策について、必要な検討を行いました。

④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程、取締役会の議論を経て決定しております。

⑤ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき各部門への内部監査を実施し、適宜改善を図っております。監査結果は代表取締役CEOに報告しております。

⑥ グループ管理体制に関する取り組み

子会社については内部監査人の監査結果報告、子会社取締役の活動報告及び当社の子会社管理責任者の管理状況報告を取締役会で定期的に受け、子会社の重要事項に関する適時適切な取締役会の監視・監督機能強化に努めております。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役が取締役会の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書及び契約書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、従業員にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査担当者との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,804,254	流動負債	17,193,657
現金及び預金	18,005,508	1年内返済予定の長期借入金	226,740
売掛金	385,856	未払法人税等	116,336
契約資産	5,077	預り金	16,413,967
その他の	407,811	契約負債	75,084
		その他の	354,677
固定資産	925,564	賞与引当金	6,850
有形固定資産	36,395	固定負債	846,411
		長期借入金	789,796
無形固定資産	664,616	退職給付に係る負債	5,748
のれん	498,494	繰延税金負債	50,866
顧客関連資産	166,122	負債合計	18,040,068
投資その他の資産	224,552	(純資産の部)	
繰延税金資産	167,341	株主資本	1,595,359
その他の	57,210	資本金	869,702
		資本剰余金	806,933
資産合計	19,729,819	利益剰余金	△81,092
		自己株式	△183
		その他の包括利益累計額	34,948
		為替換算調整勘定	34,948
		新株予約権	24,291
		非支配株主持分	35,152
		純資産合計	1,689,750
		負債・純資産合計	19,729,819

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額
営 業 収 費				2,573,543
営 業 利 益				2,053,702
営 業 外 収 益				519,841
受 取 利 息				30,968
為 替 差 益				20,469
受 取 賃 貸 料				4,948
ポ イ ン ト 還 元 収 入				1,620
補 助 金 収 入				14,018
そ の 他				5,232
営 業 外 費 用				77,257
支 払 利 息				12,885
そ の 他				220
特 経 常 利 益				13,106
特 別 別 利 益				583,993
固 定 資 産 売 却 益				42
新 株 予 約 権 戻 入 益				2,348
特 別 別 損 失				2,390
固 定 資 産 処 分 損				107
減 損 損 失				53,065
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				533,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				135,060
法 人 税 等 調 整 額				△107,290
当 期 純 利 益				27,770
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				505,441
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				3,625
				501,815

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
期首残高	859,151	796,382	△582,950	△183	1,072,399
暫定的な会計処理の確定による影響額	—	—	42	—	42
暫定的な会計処理の確定を反映した期首残高	859,151	796,382	△582,908	△183	1,072,441
当期変動額					
新株の発行	10,550	10,550	—	—	21,101
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	501,815	—	501,815
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	10,550	10,550	501,815	—	522,917
期末残高	869,702	806,933	△81,092	△183	1,595,359

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
期首残高	△4,042	△4,042	11,038	23,009	1,102,404
暫定的な会計処理の確定による影響額	△319	△319	—	6,839	6,562
暫定的な会計処理の確定を反映した期首残高	△4,362	△4,362	11,038	29,848	1,108,966
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	21,101
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	501,815
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	39,310	39,310	13,252	5,303	57,866
当期変動額合計	39,310	39,310	13,252	5,303	580,784
期末残高	34,948	34,948	24,291	35,152	1,689,750

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称 PT. tripla BookandLink Indonesia

翠普拉台灣股份有限公司（英文名称：tripla Taiwan Co., Ltd.）
旭海國際科技股份有限公司（英文名称：Surehigh International Technology Inc.）

品辰旅行社有限公司（英文名称：JASON FAMILY TRAVEL SERVICE CO., LTD.）

tripla Singapore Pte. Ltd.

tripla Hong Kong Limited

tripla USA, Inc.

tripla Philippines Technologies Inc.

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 tripla (Thailand) Co., Ltd.

tripla Thai Holdings Co., Ltd.

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の対象から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社等の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社等の状況

主要な会社等の名称 tripla (Thailand) Co., Ltd.

tripla Thai Holdings Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、新たに設立した tripla Hong Kong Limited、 tripla USA, Inc.、 tripla Philippines Technologies Inc.を連結の範囲に含めております。

また、当社の連結子会社であったBOOKANDLINK PTE. LTD.は、同じく当社の連結子会社である tripla Singapore Pte. Ltd. (旧・ENDURANCE TECHNOLOGY SOLUTION PTE. LTD.)を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT tripla BookandLink Indonesia社、Surehigh社、Jason Family社、 tripla USA社、 tripla Philippines社の決算日は12月31日、 tripla Singapore社の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、 tripla USA社、 tripla Philippines社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎としております。

PT tripla BookandLink Indonesia社、Surehigh社、Jason Family社、 tripla Singapore社は9月末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎とし、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

顧客関連資産 8～9年

② 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の当社海外支店及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ホスピタリティソリューション事業の単一セグメントで事業活動を行っております。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 各種システムの基本料金に関する収益

各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

b. tripla Bookの従量課金による収益

tripla Bookの提供を通じてユーザーが宿泊すること及び当該予約に関する決済が完了することを履行義務として認識しており、各ユーザーの宿泊の完了により履行義務が充足されると判断していることから、各宿泊予約のチェックアウト時点に収益を認識しております。

c. tripla Botの変動課金による収益

tripla Botの契約の内、実際のリクエスト数（注）に応じて収益が変動する契約があります。tripla Botを通じて受けた問い合わせ（リクエスト）に対して、当社グループの人力オペレーターが回答することを履行義務として認識しており、回答の完了により履行義務が充足されると判断していることから、リクエストへの回答完了時点に収益を認識しております。

d. SI (System Integration) による収益

顧客との開発業務委託契約における義務を履行することにより、当該履行義務を完了した部分について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

（注）リクエスト数：チャットにより問い合わせを受けた数の内、同一日における同一ユーザーによるものを1リクエストとして計算した数値を言います。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、為替差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	498,494千円
のれん償却額	90,741千円
のれんの減損損失	40,737千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

企業結合等により発生したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却しております。

② 主要な仮定

のれんの金額は、取得時の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もり、回収可能性を判断した上で計上しております。当該見積りの基礎となる各子会社の事業計画には、過去の導入施設数の推移や導入施設当たりの取引高を考慮しております。

当連結会計年度においては、tripla Singapore Pte. Ltd. ののれんについて、当初予定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各社の経営環境が悪化した場合や、各社の事業計画に用いた導入施設数及び導入施設当たりの取引高の大幅な減少により実績と事業計画に大きな乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	69,246 千円
(2) 資産から直接控除した貸倒引当金	
売掛金	14,651 千円
流動資産 その他	1,483 千円
投資その他の資産 その他	30 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	5,912,462 株
(2) 剰余金の配当に関する事項	
該当事項はありません。	
(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	182,760 株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき、金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理、残高管理を行う等によりリスク低減に努めています。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

c. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。また、外貨建債権債務に係る変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,016,536	1,012,307	△4,228

※1 現金及び預金、売掛金、預り金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	18,005,508	—	—	—
売掛金	385,856	—	—	—
合計	18,391,365	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	226,740	226,740	226,740	155,131	111,825	69,360
合計	226,740	226,740	226,740	155,131	111,825	69,360

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,012,307	—	1,012,307
負債計	—	1,012,307	—	1,012,307

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度（千円）
tripla Book	1,814,027
tripla Bot	411,617
その他	347,898
顧客との契約から生じる収益合計	2,573,543

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	287,787	390,934
契約負債	177,219	75,084

(注) 契約負債は、顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 275円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円34銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年2月21日に行われた当社と旭海國際科技股份有限公司（英文名称：Surehigh International Technology Inc.）との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額299,017千円は、会計処理の確定により69,152千円減少し、229,865千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が109,528千円、繰延税金負債が33,537千円、非支配株主持分が6,839千円それぞれ増加したことによるものです。

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,028,539	流動負債	16,825,912
現金及び預金	17,157,087	1年内返済予定の長期借入金	226,740
売掛金	343,630	未 払 金	104,748
棚卸資産	1,321	未 払 費 用	6,617
前払費用	158,696	未 払 法 人 税 等	100,098
契約資産	4,564	前 受 金	12,304
その他の	363,239	預 金	16,281,300
固定資産	1,704,521	賞 与 引 当 金	6,850
有形固定資産	27,315	そ の 他	87,251
建物附属設備	12,833	固 定 負 債	793,140
工具、器具及び備品	14,481	長 期 借 入 金	789,796
投資その他の資産	1,677,205	退職給付引当金	3,344
関係会社株式	1,451,988	負 債 合 計	17,619,053
繰延税金資産	167,341	(純資産の部)	
破産更生債権等	0	株 主 資 本	2,089,715
その他の	57,875	資 本 金	869,702
資 産 合 計	19,733,060	資 本 剰 余 金	1,250,438
		資 本 準 備 金	769,702
		そ の 他 資 本 剰 余 金	480,735
		利 益 剰 余 金	△30,241
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△30,241
		繰 越 利 益 剰 余 金	△30,241
		自 己 株 式	△183
		新 株 予 約 権	24,291
		純 資 産 合 計	2,114,007
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,733,060

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額
營 業 収 益				2,150,330
營 業 費 用				1,616,387
營 業 利 益				533,942
營 業 外 収 益				
受 取 利 息				23,965
為 替 差 益				9,329
ポ イ ン ト 還 元 収 入				1,620
そ の 他				86
營 業 外 費 用				35,002
支 払 利 息				12,885
そ の 他				150
經 常 利 益				555,908
特 別 利 益				
固 定 資 産 処 分 益				42
新 株 予 約 権 戻 入 益				2,348
特 別 損 失				2,390
固 定 資 産 処 分 損				96
関 係 会 社 株 式 評 価 損				69,851
税 引 前 当 期 純 利 益				69,947
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				488,351
法 人 税 等 調 整 額				111,666
当 期 純 利 益				△96,338
				15,327
				473,024

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金						
期首残高	859,151	759,151	480,735	△503,265	△183	1,595,589	11,038 1,606,628		
当期変動額									
新株の発行	10,550	10,550	—	—	—	21,101	— 21,101		
当期純利益	—	—	—	473,024	—	473,024	— 473,024		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	13,252 13,252		
当期変動額合計	10,550	10,550	—	473,024	—	494,125	13,252 507,378		
期末残高	869,702	769,702	480,735	△30,241	△183	2,089,715	24,291 2,114,007		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の当社海外支店は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホスピタリティソリューション事業の単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 各種システムの基本料金に関する収益

各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

② tripla Bookの従量課金による収益

tripla Bookの提供を通じてユーザーが宿泊すること及び当該予約に関する決済が完了することを履行義務として認識しており、各ユーザーの宿泊の完了により履行義務が充足されると判断していることから、各宿泊予約のチェックアウト時点に収益を認識しております。

③ tripla Botの変動課金による収益

tripla Botの契約の内、実際のリクエスト数（注）に応じて収益が変動する契約があります。tripla Botを通じて受けた問い合わせ（リクエスト）に対して、当社の人力オペレーターが回答することを履行義務として認識しており、回答の完了により履行義務が充足されると判断していることから、リクエストへの回答完了時点に収益を認識しております。

④ SI (System Integration) による収益

顧客との開発業務委託契約における義務を履行することにより、当該履行義務を完了した部分について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

（注）リクエスト数：チャットにより問い合わせを受けた数の内、同一日における同一ユーザーによるものを1リクエストとして計算した数値を言います。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,451,988千円
関係会社株式評価損	69,851千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 主要な仮定

市場価格のない株式等の実質価額は、子会社の財政状態や事業計画を基礎に、超過収益力等を加味して見積もっております。

当該見積りの基礎となる各子会社の事業計画には、過去の導入施設数の推移や導入施設当たりの取引高を考慮しております。

当事業年度においては、tripla Singapore Pte. Ltd.の関係会社株式について減損処理を行い、関係会社株式評価損を計上しております。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

各社の財政状態が悪化した場合や、各社の事業計画に用いた導入施設数及び導入施設当たりの取引高の大幅な減少により実績と事業計画に大きな乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	142,228千円
長期金銭債権	14,470千円
短期金銭債務	9,194千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	25,312千円
(3) 資産から直接控除した貸倒引当金	
売掛金	6,527千円
流動資産 その他	1,483千円
破産更生債権等	30千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	2,537千円
営業取引 (支出分)	94,833千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	81株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,719千円
貸倒引当金	2,529千円
株式報酬費用	9,816千円
未払金	1,026千円
ソフトウエア	37,533千円
関係会社株式評価損	22,017千円
繰越欠損金	105,677千円
その他	2,037千円
繰延税金資産小計	189,358千円
評価性引当額	△22,017千円
繰延税金資産合計	167,341千円

(2) 法人税の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)							
種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	tripla Hong Kong Limited	所有 直接100%	役員の兼任 役務の提供	決済代金の回収	313,620	未収入金	98,907

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 353円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円45銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

tripla株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 木間 久幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 寺田 聰司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、tripla株式会社の2024年11月1日から2025年10月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、tripla株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

tripla株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 木間 久幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 寺田 聰司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、tripla株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月19日

tripla株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山添 千加美 印

社外監査役 阿曾 友淳 印

社外監査役 田端 聰朗 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 4階「芙蓉」
TEL (03) 3211-5211 (代表)



交通のご案内

- 大手町駅 C13b出口より
地下通路でパレスホテル東京
地下1階に直結 (千代田線・半蔵門
線・丸ノ内線・東西線・三田線)
- J R 東京駅丸の内北口
より徒歩8分